

一般国道48号

特殊車両(長さ12.0m超)通行止のお知らせ

仙台市青葉区作並地内で道路改良舗装工事(線形改良事業)を行うため、以下の期間は、長さ12.0mを超える特殊車両は通行できません。

ご理解とご協力をお願いいたします。



記

1. 規制場所 宮城県仙台市青葉区作並 地内
2. 規制期間 平成29年 6月15日(木) 8時から
平成29年 8月31日(木) 17時まで
3. 規制時間 終日
4. 規制内容 特殊車両(長さ12.0m超)通行止
5. その他 長さ12.0mを超過する車両は一般国道47号
又は一般国道113号を迂回願います。

★お問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所仙台西国道維持出張所 TEL(022)226-1493